

○入札説明書（電子調達）

茨城県土浦土木事務所の 08 県単道路維持諸費 第 08-59-131-0-051 号・08 県単道路維持諸費 第 08-59-792-0-051 号 合併 電気設備点検業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記 3 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 8 年（2026 年）9 月 28 日

2 入札に付する事
入札公告の 1 に記載のとおり。

3 担当部局
入札公告の 2 に記載のとおり。

4 入札参加資格
入札公告の 3 に記載のとおり。

5 入札等の手続き
この案件の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子調達システムにより行おうとするものは、この案件の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 13 条第 1 項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県電子調達システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

資料、入札書等の提出された時点は、3 の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子調達システムによりがたい場合には、3 の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出することによりその承認を得て、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

6 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

令和 8 年 9 月 29 日（火）から令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 5 時まで

イ 質問受付先

3 の担当部局に同じ

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。

ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答の閲覧可能日時は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 8 年 9 月 29 日（火）から令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。

ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

入札公告の6に記載のとおり。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書等を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、3の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表には「入札書在中」と朱書き表記し、裏に開札日、入札に係る案件番号及び調達案件名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月21日（水）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに上記3の担当部局に必着のこと。

(3) 開札場所及び日時

ア 場所

茨城県土浦土木事務所

イ 日時

令和8年10月23日（金）10時

9 入札保証金及び契約保証金

入札公告の8に記載のとおり。

10 入札の無効

入札公告の9に記載のとおり。

11 落札者の決定方法

入札公告の10に記載のとおり。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙により入札書を提出した者が入札を辞退する場合は、3の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

(1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。

(2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

(3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

15 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

16 その他

受注者の事由により履行が見込めないときは、契約を解除することがある。